

【各団体等の問い合わせ一覧】

- ※1 家電リサイクル法対象機器（テレビ・冷蔵（凍）庫・洗濯機・衣類乾燥機・エアコン）については、他の方法により処理することも可能です。
詳しくは、下記に問い合わせてください。
 - 一般社団法人家電製品協会家電リサイクル券センター
☎ 0120-319-640 <http://www.rkc.aeha.or.jp/>

- ※2 資源有効利用促進法対象機器（パソコン）については、他の方法（下記※6含む）により処理することも可能です。
詳しくは、下記に問い合わせてください。
 - 一般社団法人パソコン3R推進協会
☎ 03-5282-7685 <http://www.pc3r.jp/>

- ※3 消火器の処理については、他の方法により処理することも可能です。
詳しくは、下記に問い合わせてください。
 - 株式会社消火器リサイクル推進センター
☎ 03-5829-6773 <http://www.ferpc.jp/>

- ※4 自動車及び二輪車の処理については、下記に問い合わせてください。
 - 公益財団法人自動車リサイクル促進センター
☎ 050-3786-7755（自動車）
☎ 050-3000-0727（二輪車） <http://www.jarc.or.jp/>

- ※5 処理困難物については、本組合において適正に処理することができませんので、販売店やメーカーにご相談ください。
 - ◆ 産業廃棄物について
 - 公益社団法人京都府産業資源循環協会
☎ 075-694-3402

- ※6 小型家電機器（主にパソコン）については、他の方法により処理することも可能です。
詳しくは、下記に問い合わせてください。
 - リネットジャパン株式会社
☎ 0570-085-800 <http://www.renet.jp/>
※パソコンを含めると、他の小型家電機器数点が無料になります。

【ごみの排出時の再確認事項】

- 記名等は、分別に対する意識向上や、違反排出者への周知を目的としています。
(地域を限定するため、**地区名の記入**もお願いします。)
- LED、蛍光灯、鏡、水銀体温計、電球、豆球、グロー球は**有害類**の収集日に出してください。
- 冷蔵(凍)庫及び洗濯(乾燥)機の排出時は、**食品や衣類などを放置しない**でください。
- テレビなどは、**背面又は側面**に、粗大家電共通シールを貼ってください。
- 粗大ごみは**50cm未満**に裁断し、分別をすると**各素材ごとに排出**できます。
家電ごみは**30cm未満**に分解しても分別や処理が困難なため、**原形のまま排出**してください。
- 粗大ごみなどの基準となる「長さ」とは…**一辺の長さ(最長部分)**

【直接搬入時の再確認事項】

- 分別マニュアル(13ページ〜)で『**不可**』と記載されているものは、**搬入ができません**。
適正に処理が行える事業者(産業廃棄物処理許可業者など)にご相談ください。
- 長さが**50cm以上**(家電ごみは**30cm以上**)のものは、**かねだ商店へ搬入**してください。
京都中部クリーンセンターへの搬入はできません。
- 長さが**50cm以上**(家電ごみは**30cm以上**)のものは、**粗大家電共通シール**を販売店舗で事前に購入してから搬入してください。**現金での支払いはできません**。
- 搬入物の**分別**は、**搬入前**に必ず行っておいてください。
直接搬入時は大変な混雑が予想されますので、**搬入施設内での分別行為は許可していません**。
- ビニール(プラスチック)類、ビン、缶、ペットボトルなどに入っている**液体や固形物を放置したまま**で搬入しないでください。
- 各搬入施設においては、**職員の指示に従って搬入**してください。
職員の指示に従えない場合は、搬入を断ることがあります。
- ごみの直接搬入は、家庭系・事業系に関わらず、**原則1日1回**とします。
なお、家の片付けや草刈りなどで多量のごみが発生し、複数回の直接搬入が必要な場合は、「多量一般廃棄物処理申請書」(指定様式)により、事前に申請していただくことになります。

【問い合わせ】

- 船井郡衛生管理組合
- ☎ 0771-42-3425 (代表)
- (担当:事業課)

<http://www.cans.zaq.ne.jp/fuakf604/>

- 南丹市役所
- ☎ 0771-68-0001 (代表)
- (担当:市民部環境課)

http://www.city.nantan.kyoto.jp/www/kurashi/101/005/001/index_5083.html

- 京丹波町役場
- ☎ 0771-82-0200 (代表)
- (担当:住民課)

<http://www.town.kyotamba.kyoto.jp/0000000189.html>